

## 定期監査の結果に基づく改善等の措置について

### 2 議会事務局

指摘事項	原因及び改善（措置検討）状況
<p>ア 政務活動費について</p> <p>政務活動費の収支報告書に添付されている領収書に購入書籍の題名等の記載がないものが見受けられた。領収書添付によって支出の根拠資料としているが、政務活動に必要な書籍か判断ができなため、適切な根拠資料となるよう提出の際には注意を促されたい。</p>	<p>ア 政務活動費の使途や収支報告書提出時の注意事項等については、マニュアルを作成し、議員へ配布（タブレット配信）しています。</p> <p>書籍の購入については、書籍名が分かる領収書を提出するよう全議員へ改めて通知し、また、令和元年度収支報告書の提出時にも再度注意事項等を周知しました。</p>
<p>イ 備品購入費の取扱いについて</p> <p>平成 30 年度からタブレット端末を導入、議員全員に配布し、議案等配布資料のペーパーレス化を図った事業について、端末購入とは別時期にタブレットカバーを備品購入費で歳出処理していた。</p> <p>浜田市財務規則（平成 17 年 10 月 1 日規則第 55 号）第 113 条第 1 項第 1 号アによると「購入価格が 1 万円未満の物」また、第 2 号には「1 回または短期間の使用により消費される性質の物、使用により消耗または損傷しやすく比較的短期間で再度の用に供しえなくなる物」は消耗品の取扱いとするよう記載されている。カバー本体のみの購入であれば、単価も安価であったため、需用費（消耗品）支出が望ましかったと推察される。財務会計規則に基づき、適正な契約及び購入、支出費目について確認のうえ、適正な執行に努められたい。</p>	<p>イ 今後の契約や購入については、財務規則に基づき、適正に行います。</p>
	その後の措置状況
	<p>ア 令和元年度収支報告について、書籍名を記載した領収書等の提出を受けました。</p>